

官報

號外

明治三十二年二月二十三日

木曜日

印刷局

第十三回 帝國議會 衆議院議事速記録第三十四號

明治三十二年二月二十二日(水曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第三十二號 明治三十二年二月二十二日

午後一時開議

第一 印紙稅法案(政府提出)

第二 著作權法案(政府提出)

第三 衆議院議員選舉法改正法律案(政府提出)

第四 北海道水產稅則廢止法律案(加藤政之助君)

第五 肥料取締法案(利光龜松君)

第六 明治三十年法律第二十九號中改正法律案(木村督太君)

第七 家祿引直處分法案(石黑瀧一郎君)

第八 辯護士法中改正法律案(鳩山和夫君)

第九 東京市ニ關スル法律案(鳩山和夫君)

第十 國有林野調查會設置ニ關スル建議案(杉田定一君)

第十一 良種牛補給ニ關スル建議案(奈須川光實君)

第十二 歲計豫算ニ關スル建議案(加藤政之助君)

議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金ニ關スル法律案

船舶法案

船員法案

明治三十一年度歲入歳出總豫算追加案(第八號)

貴族院ヨリ刑事訴訟法中改正法律案ヲ送付セラレタリ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

配當處分法案

提出者 松島 廉作君 首藤 陸三君 伊達 文三君

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

要塞地帶法案

委員長 山内吉郎兵衛君 理事 花井 卓藏君

登錄稅法中改正法律案

委員長 木村督太郎君 理事 松本 正友君

事業公債及鐵道公債特別會計法中改正法律案

委員長 工藤 行幹君 理事 長坂 重孝君

中央工業試驗所設立ニ關スル建議案

委員長 脇坂 行三君 理事 小栗 貞雄君

鐵道敷設工事ヲ豫定期限内ニ竣功スヘキ建議案外一件

委員長 降旗 元太郎君 理事 杉下太郎右衛門君

院回付

第一 印紙稅法案(政府提出貴族院回付)

〇恆松隆慶君(九十七番) 此印紙稅法案ハ、貴族院テ修正ニナツテ居リマス

ルガ、此修正ニナツタ重ナル所ハ、第三條ガ削除シテゴザイマス、爲替ナ

リ手形ナリト云フヤウナモノガ、本院カラ同シタモノニハ、金額ニ制限ガア

テ、二錢五錢十錢二十錢ト云フ段階ガアツタノデアリマス、ソレヲ修正シテ

爲替手形ナリ約束手形ナリ皆二錢ニシテシマヒマシタ、斯ウナリマシタナラ

バ、成ル程商賣人ノ取扱上ニ便利カモ知レマセスガ、餘程稅源ニ大關係ヲ來

スノデゴザイマス、成ルベク商賣人ノ便利ニナルコトハ、吾々モ希望致シマ

スガ、印稅ハ今少シドウカ致シタイト思ヒマスカラ、是ハ先ヅ以テ協議會ヲ

開クガ適當ト考ヘマスカラ、先ヅ本員ハ協議會ヲ希望致シマス

(反對ニ贊成)ノ聲交、起ル

〇田口卯吉君(百四番) 本員ハ是ハ協議會ヲ開ク 必要ハナカラウト考ヘマ

ス、貴族院ノ修正ハ至極當ヲ得テ居ルト思ヒマス

(贊成ニ反對)ノ聲交、起ル

〇議長(片岡健吉君) ソレデハ貴族院ノ修正ニ同意スルヤ否ヤト云フコトニ

附イテ採決致シマス、貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

〇議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、貴族院ノ修正說ニ同意ヲシナイト云

フコトニナリマシタカラ、是ハ兩院協議會ヲ開クコトニナラウト思ヒマス、

其協議會ノ委員十名ハ、議長ガ指名スルコトニ御異議アリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、指名スルコトニ致シマス、議事日程

ノ第二著作權法案第一讀會ノ續、委員長報告

第二 著作權法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長)

〇議長(片岡健吉君) 渡邊猶人君

(渡邊猶人君演壇ニ登ル)

〇渡邊猶人君(百三十七番) 著作權法案ノ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、

印紙稅法案 著作權法案 第一讀會ノ續

四八一

第三 衆議院議員選舉法改正法律案(政 府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

(星亨君演壇ニ登ル)

○星亨君(二百二十四番) 諸君、衆議院議員選舉法ノ委員會ノ經過ヲ御報道致シマス、二月十日ニ委員會ヲ開キマシテ、其委員長ニハ小生ガ當ルコトニナリマシテ、理事ニハ前川君ト、ソレカラ岡本君ガ理事ニナリマシテ、サウシテ段々會ヲ開キマシテ、ハ同程會ヲ開キマシテ、遂ニハ其間ニ於テハ種種議論ガゴザイマシテ、或ハ二回程ハ修正案ガ皆潰レ、又原案ガ潰レテシマヒマシテ、遂ニハ起草委員ト云フモノヲ二回開イテ、サウシテ起草ノ結果採決ニナツタヤウナコトモゴザイマス、隨分委員會ニ於テハ、議論ガゴザイマシテ、決メテアリマス、又修正モ隨分ゴザイマス、修正トシテ既ニ諸君ノ御手許ニ配付シテアルサウデゴザイマス、諸君ハ御受取ニナツタカ否ヤハ存ジマセヌガ、配付ニナツテ居ルノデアル、修正ノ重ナルモノヲ諸君ニ御報道致サウト考ヘマス、ソレデ此選舉人ノ納稅資格ハ、地租以外ノ諸稅ニ於キマシテハ、三圓ト云フコトガ原案ニゴザイマス、ソレヲ地租ト平均ヲ致シマシテ、矢張五圓トスル方ガ穩當デアルト云フ議論デ、遂ニ五圓ト云フコトニ決シマシテ、而シテ年限ハ矢張地租ハ一年デアアル、營業稅其他ノモハ二年ト云フ原案ト變ラナイノデアル、ソレカラ又此所謂投票ノコトニ附キマシテハ、原案ニ附イテハ單記無記名ニナツテ居ルノデアル、然ルニ種々討論ノ末ニ依ツテ、制限連記名、斯ウ云フコトニ極リマシテ、サウシテ既ニ記名ニナリマシテ以上ハ、代書ヲ許スノガ相當デアアル、我邦ノ今日ノ現狀ヲ見レバ、隨分明治以前ニ生レタ人、殊ニ天保時代ニ生レタ人多イノデアアル、隨分書クニ不十分ナ人多イト云フヤウナコトモアルカラ、代書ヲ許ス方ガ相當デアアル、又記名ニ附イテモ、種々議論モゴザイマシタガ、詰リ今日ノ時勢ニ於テハ、記名デ相當デアアル、即チ外國ニ於テモ無記名ヲ採用シタコトハ、近頃ノコトデアアル、或ハ澳地利邊カラ始マツタデアアル、ソレカラ英吉利ニ參ツタト云フコトデアアルカラ、先ヅ記名デ經驗ヲシテ見タ上デ、其弊ガアルノナラバ、之ヲ直シテモ宜イガ、今日ハ矢張記名トスルガ宜シイト云フコトニナリマシテ、記名トナリマシタ、詰リ單記ヲ止メテ無記名ヲ止メテ、サウシテ制限連記トシテ、サウシテ記名ト云フコトニナツタ、ソレカラ其次ニ起ルコトハ、官吏ト議員トヲ兼ヌルコトガ出來ヌト云フコトガ、原案ニゴザイマス、ソレヲ勅令ヲ以テ特ニ定メタ外ハ、官吏ハ議員トナルコトガ出來ナイト云フコトニ極メタノデアアル、是ハ能ク世ノ中ニハ政務官ト事務官トヲ區別致シテ、政務官ハ議員ニナルコトガ出來ルガ、其他ハ都合ガ惡ルイト云フヤウナコトデアアル、然ルニ我邦ノ現狀ニ於テハ、誰ハ都利ノアンノ時分ニアリマシタガ、矢張區別ガムツカシイカラ、之ヲ直チニ誰誰ハ議員トナルコトガ出來ナイト云フヨリハ、寧ろ適當ナル勅令ヲ持ヘテ、サウシテ是ハナレナイ、是ハナレト云フコトヲ極メタ方ガ宜カラウ、詰リ勅令ヲ以テ規定スルノ外ハ、官吏ハ議員トナルコトガ出來ナイ、斯ウ云フコトニシタガ宜カラウト云フノデ、遂ニサウナツタノデアアル、ソレカラ尙ホ其保證金、訴訟スル時分ニ保證金ガ要ル、其保證金ハ原案ニ依ルト、五百圓ト云フコトニナツテ居リマスガ、ソレヲ或ハ十圓ト云フ說モ出マシタガ、遂ニ

著作權法案

第二讀會

○恆松隆慶君(九十七番) 全部議題トナラヌコトヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) 本案ハ全部ヲ議題ト致シマス
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案ノ通決シマス
○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ三讀會デ確定セラレンコトヲ……
○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ直チニ三讀會ヲ開キタイト云フ動議ガ出マシタガ、御異議アリマセヌカ
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開クコトニ致シマス
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

著作權法案

第三讀會

○議長(片岡健吉君) 本案ニ對シテ御異議ガナケレバ、確定シタモノト認メマス
議事日程ノ第三、衆議院議員選舉法改正法律案第一讀會ノ續、委員長星亨君

百圓ヲ相當デアラウ、今日ノ實際ノ訴訟ノ有様ヲ見テモ、隨分餘計掛ル所モアリ、又一向掛ラヌト云フヤウニナツテ居ル、サウ大イニ保證金ヲ積立テナクテモ、其人ハ代議士等ノ候補者ニナルコトデゴザイマスカラ、資産ガアルトスルナラバ、何モサウ多ク積立テヌデモ宜カラウ、即チ百圓位ヲ以テ相當トスルト云フコトデ百圓ニナツタ、五百圓ヲ百圓ト減ズル譯ニナリマシタ、ウレカラシテ此選出致シマス議員ノ數ヲ大イニ變ヘマシタノデアリマス、政府案ニ依ルト云フト、此人人口ニ對シテ郡部ニ於テハ十二萬二千人ト云フヤウナ割合ニナツテ居ル、市ニ於テハ五萬以下ノ市ヲ一人ト致シ、八萬毎ニ一人ヲ加ヘルト云フコトニナツテ、又能ク見マスト隨分政府案ニハ、不都合ナコトガ餘計ニアツテ、例ヘバ八萬千人ト云フト、矢張千人ニ對シテ一人與ヘテ居ル所ガアル、之ヲ極論スレバ、八萬一人ト云フ、一人ニ又一人ヲ與ヘテ居ルカモ知ラナ、サウ云フヤウニナツテ居ルカラ、此比例ヲ見ルト、コチヲノ市ト、コチヲノ市ト、僅カ一人違ウテモ一人ト二人ノ差ガアル、サウ云フ不都合ヲ見出シタ、又ハ市ト郡ト云フコトヲマルデ區別シナイト云フコトモ都合ガ惡ルイシ、又非常ニ懸隔スルト云フコトモ、今日ノ事情ニ於テ權衡ヲ得ナイ、斯ウ云フヤウニ致シテ、之ヲ郡市トモ十萬ヲ以テ一人ヲ出スコトニスル、即チ市ハ獨立ヲ認メテ、十萬以下デモ市トモ十萬以上ハ一人ヲ出スコトニスル方ガ宜シ、其點ニ附イテハ政府案ト違ハナイ、市ハ一人ヲ出スコトニスルハ違ハナイ、唯違フ所ハ政府案ニ於テハ、五萬以下ノ市ハ一人、八萬毎ニ一人ヲ加ヘルト云フト云フコト、十萬以下ノ市ニシテ十萬ニ一人ヲ加ヘルト云フコトガ違ウテ居ル、郡ニ於テハ十二萬以下ノ市ニシテ十萬ト少ク致シ、ウレカラ又政府案ニ於テハ、今ノヤウニ或ハ千人アレバ、一人ト云フ端數ガ、千人出レバ、十五萬アレバ五萬ニ對シテ一人、詰リ十四萬マシハ一人、十五萬マシハ二人ヲ出ス、所謂四捨五入致シテ、サウ云フヤウナ算法ヨリ割出シマス、政府案デハ代議士ノ數ガ四百四十五人ニナル、而シテ此度ノ修正ニ依ルト、代議士ノ數ガ四百七十八人ニナル、其差ニ於キマシテハ二十五人ノ差ガ出テ居ル、サウシテ又其市ノ勘定モ違ヒマシタ故ニ、市ニ於テハ政府案ニ依ルト九十八名出シマスガ、修正案ニ依ルト市ノ方ハ七十六名出スコトニナリマス、茲ニ二十二名ノ差ガアルノデゴザイマス、政府案ノ市ニ厚クシテ郡ニ薄イ所ヲ修正致シテ、即チ二十二名ハ市ニ與ヘナイコトニ致シマシタ、サウシテ郡ノ方ニハ其二十二名ノ郡ノ方ヘヤリ、ウレカラ又二十五名モ政府案ヨリ多イ、此二十五名モヤリマス、四十七名ダケ郡ノ方ヘヤルコトニナリマス、サウスルト郡ノ方ガ多イ、サウシテ郡ノ方ガ多イケレドモ、其中デ即チ北海道ガ三名、ウレカラ沖繩縣ガ二名ト云フノハ、是ハ新ニ修正致シマシタノデゴザイマス、ウレカラ又島等ニ附イテハ、少シク政府案ト違ウテ居ル所ガアル、即チ五名ダケハ新ニ出來タ譯ニナリマス、サウ致シマス、郡ノ方ヘ四十七名デゴザイマスガ、之ヲ要スルニ郡ノ方ヘハ四十二名ダケ多クナルト云フコトニナリマス、ウレカラシテ市ノ中ニモ此四月一日ニ既ニ勅令ヲ以テ市ニ還入ルコトヲ許サレタ場所ガゴザイマス、是ハ即チ委員會ノ方針ニ依リマス、レバ、矢張苟モ市トナツテ、サウシテ勅令デモ極ツテ居ルノデアリシ、而シテ此法律ガ發布ニナルノモ其前後デアレバ、是ハ許シテモ宜カラウト云フノデゴザイマスカラ、マダ市トナツテハ居リマセヌガ、既ニ市トナツタモ同ジ

モノデアルト云フダケノ三ツノ市ハ、矢張市ト致シテ、一人ヲ與ヘルコトニ致シマシタ、ウレカラ福島縣ノ若松ト云フモノ、ウレカラシテ福岡縣デゴザイマシタカ門司、ウレカラシテモウ一ツハ九龍、此三ツノ市ハ既ニ勅令ニ於テ四月一日ヨリ市トナルコトニ極ツテ居レバ、市ト同ジモノトシテ、此三ツノ市ニ新ニ一人ヲ出スコトニ致シマシタ、ウレカラ尙ホ此區別ノ中ニ島デゴザイマシタガ、島ハ五島、佐渡ウレカラ壹岐デゴザイマス、是ハ政府案ニ依ルト、他ノ郡ノ内ヘ一選舉區ニナツテ居リマスガ、其地形ト云ヒ、人情風俗ト云ヒ、ドウモ是ハ一選舉區ニスル方ガ相當ト考ヘタ故ニ、是ハ別立致シマシタ、一選舉區ト致シマシタ、ウレカラ即チ佐渡ト壹岐、サウシテ五島デゴザイマス、是ハ政府案ト違フテ居ル、ウレカラ北海道ニ附キマシテハ、政府案ニ依ルト、或ハ函館市トカ、若クハ札幌市トカ云フ所ヘ持つテ行ツテ、詰リ三名ヲ選出スルコトニナツテ居ル、其北海道ノ情勢ヲ見マスルノニ、隨分市以外ニ於テモ人ガ住ンデ居ル、有力者モアレバ、又其他ノ人モアツテ、獨リ市ニ限ルベキモノデナイト云フ考ヲ起シタ故ニ、是ハ市ニ限ラズシテ全體北海道ヲ三ツニ區別致シマス、其三ツニ對シテ函館其他ノ管轄ニ於テハ三十八、根室ノ管轄ニ於テハ一人、斯ウ云フコトニ致シマシタ、北海道ニ於テハ六人ハ議員ヲ選出スルコトニ致シマシタ、デ其外未ダ千島ノ如キ所ハ、因ヨリ是ハ與ヘテゴザイマセヌガ、與ヘ必要モナイト云フコトデゴザイマスカラ、與ヘナイ、其他ハ多クハ皆這入ッテ居ル譯ニナツテ、或ハ政府案ハマルデ其北海道ノ内ノ僅ハ部分ニ限ルコトニナツテ居リマスガ、委員會ノ修正ニ於ケル案ト云フモノハ、先ヅ北海道全體ヲ見タ上デ、サウ云フヤウナコトニ致シタノデアアル、尙ホ政府案ニナイ所ハ沖繩縣デアアル、沖繩縣ノ如キハ政府案ニ一向ゴザイマセヌガ、固ヨリ我國デアアルノナラ、成ルダケ議員ヲ選出セシメテ、其地方ノ意見ヲ述ベサセ、大政ニ參與セシムルト云フコトハ、固ヨリ我國ノ方針デアアル、又一方ニ於テハ隨分沖繩縣ノヤウナ事情ハ、成ルダケ我國ト親密ニサセナケレバ、本島ト親密ニサセナケレバナラヌト云フコトガアリマスカラ、旁、以テ相當ノ代議士ヲ出サセルヤウニシタナラバ宜カラウ、然ルニ種々ヤツテ見マシタガ、ナカ、ムツカシイノデ、ト云フノハ代議士ヲ選出スル選舉人ノ資格等ニ附イテ、御存ジノ通り、アスコハ地租ナント云フコトモ餘リ無シ、又種々ノ點デ餘程不都合デゴザイマス、併ナガラ是ハ是非出ス方ガ宜イト云フノデ、沖繩本島ニ於テ二人ダケヲ出スコトニ致シ、四十萬程ノ人口ガゴザイマスガ、二人ヲ出シタラバ宜カラウ、人口ニハ拘ラズ是ハ種々ノ點カラシテ二人ヲ出シタラバ宜カラウ、併ナガラ宮古八重山等ガアルガ、離島デアアル、又ハ人民モサウ多クハナイ、今出スコトスレバ、種種ノ不便ガアラウカラ、ウレハ出サヌトシテ、先ヅ本島ヲ出シタラバ宜カラウ、然ルニ之ヲ選出スル方法等ニ至ツテハ、今日ノ内地ノ方法ヲ直チニ用ヒルコトハ出來ナイ、尙ホ北海道ニ於ケルモ、サウ云フヤウナ方法ニナツテ居ルカラ、是ハ特別ナル方法ニ依ルヨリ外ニ仕方ガナイ、斯ウ云フヤウナコトニナリマシテ、又修正案中ノ百四條ニ何カ其コトガ書イテゴザイマシテ、沖繩縣ト北海道ニ附イテハ、特別ニ本法ヲ施クヤウニ出來ナイモノハ、特別ナル方法ヲ勅令ヲ以テ定メル、斯ウ云フヤウニシテ、政府ヲシテ相當ナル處分ヲ爲ナサシメテ出スコトニシ、尙ホ沖繩縣ニ於テハ土地整理法ト云フ

コトモ、過日議會ニ於テ通過致シテ居リマスカラ、此整理モ一年經テバ出來ル
ノデゴザイマセウカラ、其選出スル期限ノ如キモノモ、沖繩縣ニ於テハ勅令デ
定メテ宜カラウ、斯ウ云フコトニナツテ、勅令デ定メルコトニナリ、北
海道ハ固ヨリ選出スルコトハ選出シテ宜シイガ、ソレダケノ方法若クハ場所
等ハ、是ハ勅令デシナケレバイケマイト云フ、斯ウ云フヤウナコトニ決定ヲ
致シタノデ、唯今御報道シタ所ガ、即チ重ナル委員會ノ修正デゴザイマスル
デ、ソレデ其結果ト致シマシテハ、即チ種々ノ修正ガ出來マシテ、既ニ御手
許ニ配付致シテゴザイマス修正案ガ出來テ居ルノデゴザイマス、多クハ北海
道ニ關係致シマシタ部分ハ、下ノ百四條デゴザイマスカラ、百四條ニ讓リマ
シテ、大抵ハ北海道ニ關シタモノハ、原案カラ抜イテゴザイマスノデ、是ハ
特別ニ其地方ノ狀況ヲ考ヘテ、サウシテ勅令ニ依ッテ定メナケレバイカヌ
云フコトニナツテ其他ハ多クハ此記名無記名ノ結果、記名トナツタ以上ハ、
斯ウシナケレバナラヌト云フ、又此制限連記ニナツタ以上ハ、斯ウ云フヤウ
ニシナケレバナラヌト云フ、其結果ニ依ッテ割出シタル修正ニナツテ居ル
デゴザイマス、ソレカラ尙ホ委員會デハ色ノ議論ノゴザイマシタノハ、チヨッ
ト御話致セバ、市ノコトニ付イテハ五万以上ノ市ニ一人ヲ出シテ、五万以下
ニハ出サヌト云フヤウナ議論モゴザイマシテ、ソレモ決ヲ採ツタコトモゴザ
イマス、ソレハ少數ニナリ、又連記單記ニ附イテハ、連記ト云フ議論モゴザ
イマシテ、遂ニ決ヲ採ツタガ、ソレモ少數トナツタト云フコトモゴザイマス、
又此少數者ノ意見ト云フノガ出テ居リマスガ、少數者ノ意見ハ、何レ少數者
ノ委員ノ申スノデアリマスガ、詰リ少數者ノ意見ハ何カト云ヘバ、單記連
記ノ爭デ、詰リ連記說ヲ主張スル人ガ少數者ノ意見デアリマスカラ、是ハ少
數者ヨリ追ッテ御報道ガアルト考ヘテ居リマス、右ノ如キ經過ニシテ右ノ如
キ結果ヲ得タノデゴザイマスガ、固ヨリ此コトニ附イテハ諸君モ既ニ熟慮セ
ラレテ居ルコトデアルカラ、宜シク御審議ノ上、出來ルダケハ早ク本院ヲ通
過致シ、貴族院ニ於テモ成ルタケ早ク出來テ、サウシテ之ヲ實施ニ於テ見
タイト考ヘマスノデゴザイマス、宜シク御審議アラント望ミマス、デ附
加ヘテ申セバ、此委員會ノ諸君ハ非常ナル勉強ヲ持タレ、非常ノ御盡力ニナ
リ、互ニ融和シテ國家ノためニ御盡力ニナツタノハ、吾々委員長トシテ誠ニ
謝スル譯デゴザイマスカラ、是ハ諸君ニ併テ御報道致シマスノデ……
(笑聲起ル)

○工藤行幹君(百二十五番) 委員會ノ意見ヲ報道致シマス
議長(片岡健吉君) 登壇ヲ促シマス

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○工藤行幹君(百二十五番) 本員ハ此選舉法改正法律案ノ特別委員ノ一人デ
ゴザイマスガ、委員會ニ於テ不幸ニシテ多數ノ人ト少シク意見ヲ異ニシタ
ノデゴザイマスガ、併シ此意見ヲ異ニシタモノハ、即チ此十一人デゴザイマシ
テ、成規ノ此三分一以上デゴザイマスカラ少數者ノ意見ヲ諸君ニ呈シテ、諸
君ノ御勘考ヲ煩シタインデアリマス、而シテ此箇條ト云フモノハ、既ニ書イ
テ委員長ノ手許ニモ出シテゴザイマスガ、何ニセイ、昨日決シテ今日ノデ
ゴザイマスカラ、今印刷中ダト云フコトデゴザイマスガ、極簡單ナモノ
デゴザイマス、又簡單ノミナラズ此意味ヲ以テ修正致シタノデゴザイマス
ラ、此意味サヘ決定致シマスレバ、自ラ其計算上其人員ノ如キガ分ッテ來ル

コトデゴザイマスルニ附イテ、敢テ長イモノト違ッテ、諸君ノ御手許ニ廻ッ
テ居ラヌデモ、御差支ガアルマイト思フノデゴザイマス故ニ、本員ハ是カラ
其理由ヲ申上ゲマスガ、第一ニハ此政府案ハ、市ト云フ名ガ附ケバ、大小ニ
拘ラズ悉ク一ノ選舉區ヲ與ヘルト云フノデゴザイマシテ、委員會ノ多數ハ之
ヲ是認シタモノデアリマス、吾々ハ之ニ反對シテ五万以上ノ人口ガアル處デ
アルナラバ、市ヲ獨立セシムルガ宜イケレドモ、右以下ノ市ヲ市ト云フ名
ガ附イタカラ、悉ク選舉區ヲ別ニスルト云フ必要ガナカラウト云フコトガ、
第一箇條デゴザイマス、此累進ノ人口ノ増加ニ從ッテ累進スル如キハ、是
ハモウ一般ニ先刻委員長カラ申サレタ所ノコトニ殘ラズ贊成デゴザイマスケ
レドモ、唯五万以上以下ノ區別ニ附イテ異ナルノデゴザイマス、モウ一ツハ
政府ニ於テハ即チ此選舉ハ單記デゴザイマス、之ヲ委員會ノ多數ハ制限連記
トモ云フベキモノデゴザイマスガ、是ガ例ヘバ十人ヲ選舉スベキ所ナレバ、
五人ヲ連記シテ選舉スル又若シ十一人ヲ選舉スル處ナレバ、六人ヲ選舉スル
ト云フノガ、委員會ノ多數デゴザイマス、吾々ハ之ヲ皆連記ニシテ、此
區ニ依ッテ十人選ム處ナレバ十人連記スル、十五人選ム處ナレバ十五人連記
シテ、投票スルト云フコトニ致シタインデアリマス、故ニ吾々ハ此二箇條ハ委員
會ノ多數ト論ガ合ハナイノデゴザイマス、故ニ吾々ハ此二箇條ニ附イテ理由
ヲ聊御話ヲ申上ゲマスルカラシテ、暫時ドウゾ御謹聽ヲ煩シタインデアリマ
ス、此第一ノ市ト云フ名ノ附イタモノヲ悉ク一ノ選舉區トスルト云フヤウ
ナコトニナリマス、凡ソ今日市ト云フ名ノ附イテ居ルモノハ、全國中デ四
十七アルノデゴザイマス、市ノ方バカリデ四十七ノ區ニテ四十ノデゴザイマ
シテ郡ノ方ハドウナルカト云ヒマス、全國ヲ通ジテ四十五ヨリナイン
デゴザイマス、市ノ選舉區ノ方ガ多クナル、斯ウ云フ結果ニナルノデゴザ
イマス、人員ノ多寡ガゴザイマスケレドモ、此數デ往ケバ斯樣ナ結果ニナル
然シテ政府委員ノ説明スル所ニ依ルト、凡ソ日本ノ此戶數ヲ概略シテ、工商
業ヲ業トスル者ハ、全國デ凡ソ四分ノ一ニナル、故ニ此議員モ總體ノ四分ノ一
位ヲ工業家商業家カラ之ヲ選出致シタイン、然ルニ御存ジテ此今ノ市ト云フ
モノニバカリ必ズ工業者商業者ノアルモノデヤアナイ、郡ノ中ニモ商モアリ、
又村ノ中ニモ商業者工業者モ澤山アル、其數ヲ合セテ四分ノ一トスルノデア
ル、然シテ區ニ至ッテハ此離レタ處カラ、郡ノ中ニ數在シテ居ルモノカラ
選ムコトハ出來マセヌカラ、之ヲ總メテ市ト云フモノ、中カラ選ミタイト云
フコトニナリマスニ附イテ、市ノ方ノ區ノ數モ多クナリ、又政府ガ謂フ所ノ此
累進法ニ至ッテモ、或ハ郡ナラバ十二萬人ニ付イテ一人ヲ出スモノヲ、市ノ方
ニ對シテハ八萬人ヲ加フル毎二人ヲ出スト云フヤウナ、誠ニ無理ナ方法ガ
出テ來ルノデゴザイマス、諸君、凡ソ議員ノ選舉ト云フモノハ、元何カラ割
出シタモノデアルカ、吾々ノ考デハ政府案ノ通人口ニ應ジテ出スノデアアル、
此人ニ應ジテ出スト云フ譯ナレバ、士農工商決シテ權利ノ區別アルモノデハ
ナイノデアアルト、吾々ハ深ク信ズルノデアリマス、然ルニ市ノ方ナレバ二十
五萬人、或ハ現在ノ市ノ中ニハ現在二十五万ノモノガアル、備後ノ尾ノ道ノ
如キハ二万少シ餘リデアルケレドモ、市ノ名ガ附イテ居ル、之ヲ一方ノ市ノ
名ガ附イテアルナラバ、二十五万トシテ一人ノ代議士ヲ選舉セシムルコトヲ
得ル、都ノ方ナラバ十二万ニ附イテ選舉スル(目安ガ違フ)位ガ違ヒマス」
(二十五万デハナイ、二万五千デト呼フ者アリ)斯ノ如キ不權衡ヲ生ゼシム

ル譯ハナイト思ヒマス(二十五万デハ違フト呼フ者アリ)何ガ二十五万デ、
マア能ク御聽ナサイ、政府ノ方デハ市ハ二万五千アレバ、一人ヲ出サシメル
ト云フノデ(ツレナラ宜シ)ト呼フ者アリ)吾々ハ之ニ反對スルト云フ理
由ヲ述ベルノデアリマス、斯ウ云フ不權衡ヲシヤウト云フノハ、唯無理ニ此
工業商業カラ多クノ人ヲ出シタイト云フ趣意ニ外ナラヌデアリマス、然ル
ニ又他ノ一方カラ考ヘテ見ルト、凡ソ代議士ハ農ノ區カラ選出セラレタナ
バ、必ズ農ノ業務ヲ代表スル、商カラ出タニ附イテ商ノ業務ヲ代表スルノデ
ハナイト思ヒマス、各地カラ出ス代議士ハ、商業ノ地カラ出ヤウガ、農業ノ
區カラ出ヤウガ、國政ニ參與シテ全般ノ國政ヲ議スルモノデアアル、若シ之ヲ
強テ各々選出セラレタ所ニ依ッテ異ナルト云フ譯デアラナラバ、工業者ト商
業者トハ必ズ趣ノ異ッタモノデアアル、然ラバ政府案ノ通假令市カラ多クノ人
ヲ出シタ所ガ、自ラ工業者ノ代議士モアリ、農業者ノ代表者モアルト云フコ
トニナラナケレバナラヌデアアル、又モウ一ツ之ヲ分析シタナラバ、若シ各
種ノ業務ニ附イテヤルト云フコトデアレバ、或ハ士族ハ士族ノ代表者、農ハ
農ノ代表者、商ハ商ノ代表者ト云フヤウナコトデハ、連モ此日本帝國ノ神聖
ナル議會ヲ保ツコトハ出來ナイ、又圓滿ニ治メルトハ出來ナイト思フノデ
ゴザイマス、苟モ代議士トナッタ以上ハ、農ナリ工ナリノ業務ニ關係ナク、
國ノタメニ圖ルト云フコトハ、最モ必要ナルコトデアラウト思フ、然ルヲ何
ゾ殊更ニ商業者ヲ多ク出サナケレバナラヌトシテ、之ニ特別ナル權利ヲ與フ
ルノナラバ、或ハ昔ノコト云ウテ見レバ、士族ニ特權ヲ與ヘテ、他ノ農工
商ハ權利ヲ少ク與ヘルト云フコト、恰モ同ジコトデアアル、是ハ決シテ然ルベ
キモノデナイ、吾々ハ諸君ト共ニ自由平等ノ——四民同等ノ權利ヲ主張スル
者デアアル、此原則ニ對シテ斯ノ如ク商ノ方ニハ多クシテ、郡ニハ少クスル
ト云フコトハ、誠ニ原則ニ却テ私ハ全國ノ平和ヲ保ツコトハ出來ナイダラウ
ト思フノデゴザイマス、何故ナレバ工業者商業者ニハ、特別ノ權力ヲ與フル
ト云フコトニナッタナラバ、片ツ方デハ必ズ之ニ對スル負擔ガアルニ相違ナ
イ、是マデハサウデヤナイノデアアル、例ヘバ東京カラデモ、又ハ地方ニ至ッ
テモ——吾々ノ地方ノ如クニナッテ見ルト、郡市市混合シテ居ッテモ、市ノ
方ガ人物ガ多イノデゴザイマス、或ハ此郡ニナッテモ、他ノ方ノ地方カラ、却
テ此人ハ人物デアアルカラト云ッテ、諸君ノ代表者ニスル者ガアル位ノコトデ
ゴザイマス、是デアアルカラ此タメニ選舉ハ公平ヲ保ツノデアアル、然ルニ
今殊更ニ市ハ市、郡ハ郡、市ハ必ズ商業者工業者ノ代表者、郡ノ方ハ農ノ代
表者デアアルト云フコトヲ玆ニ計畫ヲ立デタナラバ、却ッテ此間ニ軋轢ヲ生シ
來テ、面白カラヌ結果ヲ生ズルト云フコトハ、當然ノコトデアラウト思ヒマ
ス、何ヲ苦シデ政府ハ是マデ差支ノナイ事柄ヲ斯ノ如ク法律ヲ定メテヤルコ
トデアアルカ、一向吾々ノ解スルコトノ出來ナイ所以デゴザイマス、斯ク論ジタ
ナラバ諸君等ハ、或ハ五万以上ヲ獨立セシムルコトニ同意スルノハ、自家撞著
ノ論ト云フ御不審ガアルカ知ラヌガ、然レドモ之ヲヤルト云フモノハ、昨年
ノ六月ノ會議ニ於テ、其當時ノ政府ハ別デゴザイマスガ、自由黨ノ諸君、進
歩黨ノ諸君モ、仲好ク協議シテ共ニ私心ノナイ場合デアリマシタガ、此トキ
ニドウ云フコトヲシタカト云ヘバ、此時ニハ絶對的ニ市郡無差別ト云フコト

モ宜クナイカラ、市ノ八万以上ノモノハ獨立セシメヤウ、其他ハ郡ト同一ニ
シヤウト云フコトヲヤッタノデゴザイマス、然ルニ近頃段々ト此市ノ獨立論
ガ多クナッテ來マシタノデ、且ツハ丁度十萬ニ附イテ一人ヲ選ムトスレバ、
此四拾五入デ、五ト云フモノハ即チ端數ニナルニ附イテ、其邊ヲ參酌シテ五
万以上ト云フ市ヲ獨立セシメタイト云フコトニ吾々ハ案ヲ立デタノデゴザイ
マス、故ニ昨年ノ六月此議會ヲ大多數ヲ以テ通過シタ所ニ依リマス、唯獨
立スルモノハ東京、京都、大阪、横濱、神戸、金澤、廣島、是ダケデアッタノ
デゴザイマスガ、今度之ヲ五万以上トシマス、其上併テ總テ十九箇所ニナ
リマス、而シテ郡ト合併シナケレバナラヌモノガ二十五ニナル、尙ホ此五
以上ノ人口ト云フコトニナリマス、實際ニ就イテ申シマスレバ、殆ド他ノ
町村トハ其形體ヲ異ニシテ居ルヤウデゴザイマス、或ハ此邊ニハ區別
ハ附キマセウケレドモ、若シ二万五千乃至二万五千ヨリ以下デモ尙ホ之ヲ
獨立セシムルト云ヘバ、市ニ至ッテハ殆ド町ト形體ヲ異ニシナイモノガ往々
アル、唯名ガ附イタタメニ獨立セシムルト云フコトハ、最モ不公平デアアル、且
ツ此先刻委員長ノ申サレタ通若松、門司、九龜ハ未ダ市ニハナラヌケレドモ、
既ニ勅令ニ依ッテ是等ハ市ニ當ニナラントシテ居ルカラ、權力ヲ與ヘルト云
フコトデアゴザイマス、若シサウ云フ譯デアゴザイマスナレバ、私ガ思フノニハ
是カラ市ニナラウトシテ取運ヲシテ居ルモノガ、澤山アラウト思フノデゴザ
イマス、今一々人口ニ就イテ調ベテ見テモ、凡ソ十九箇所程モアル、詰リ二
萬カラ二萬五千ノ間ニアッテ、市ニシヤウト思ヘバ、市ニナル所ガ澤山アル、
其内一二ヲ舉ゲレバ、伊勢ノ宇治ノ山田ノ如キ、或ハ信濃ノ松本ノ如キ、或
ハ越後ノ高田ノ如キ、是ハ何時デモ市ニナルダケノコトガ存ジテ居ルケレド
モ、其地方ノ都合ニ依ッテ、市ノ名ヲ附ケナイノデアアル、一方ニハ少シ自分
ノ縣ノコトヲ云フモノモ如何カ知レマセガ、我青森市ノ如キ、二萬五千ハナ
ク、近傍ノ村ヲ併セテ、サウシテ漸ク二萬五千ニ滿チテ居ル、故ニ隨分サウ
云フ少シ隔ッテ居ル近傍ノ村ヲ併セタモノ、斯様ノモノハ市ノ名ガアルタメ
ニ、之ヲ獨立ノ選舉區ニスル、之ヲ一方ノ宇治ノ山田、越後ノ高田ノ如キ所
カラ見レバ、餘程市ノ體裁上劣ッテ居ルト云ハナケレバナラヌ、劣ッテ居ル
モノハ市ノ名ガアル市ニ獨立ニナリ、片ツ方ハ市ノ名ガナイタメニ、イカ
ヌト云フコトニナッテハ、如何ニモ遺憾ト思ヒマス、殊ニ此法律ハ今施行シ
タナラバ、之ハ當分變ヘヤウト云フコトハ出來ナイノデアアル、然ラバ
此十九箇所ノモノ、中是カラ進シテ、或ハ市ニナッテモ、終ニ選舉權ヲ與ヘ
ルコトガ出來ナイ、今ヤ出來テ居ッテモノバカリニ之ヲ獨立シテ與ヘルト云
フコトハ、孰ノ點カラ見テモ公平ヲ保ツコトガ出來マセヌカラ、本員等ハド
ウシテモ五萬以下ノモノハ、矢張郡ト合併シテヤッテ當然ノコト、思フ、又
次ハ連記單記ノコトデアゴザイマスガ、先ツ政府案ニ對シテ私ガ反對ヲ唱ヘル
ノデゴザイマスガ、元來日本ノ公共團體ガ、總テ議員ト云フモノヲ選舉スル
ニハ、是マデハ悉ク連記法ヲ取ッテ居タモノデアゴザイマス、諸君モ御存ジノ
通ニ、縣會議員ノ選舉、或ハ町村會議員ノ選舉、市會議員ノ選舉、又絶對的
ニ云ウタナラバ、貴族院ノ互選規則、是等モ悉ク連記法ヲ取ッテ居タモノデ、
日本ノ慣習ハ連記法デアッタト云フコトハ、明ナコトデアリマス、然ルニ近
來政府ハ衆議院議員選舉法改正案ニ限ッテ、單記法ヲ出シタト云フモノ
ハ、如何ナル趣意デアアルカ吾々ハ更ニ了解スルコトガ出來ナイノデゴザイ

マス、若シ私が或ル點カラ觀察スレバ、政府ハ政黨ヲイハガタルタメニ政黨撲滅ノタメニ此案ヲ出シタノデヤナイカト、私ハ思フノデゴザイマス、ナゼナレバ此單記ト云フコトニナッタナラバ、凡ソ今日日本ニアル大政黨、自由黨ニ依ラズ、進歩黨ニ依ラズ、孰ニモ是ガ都合ガ惡ルイト云フコトニナツテ、唯此小サイ政黨、或ハ中立黨トカ、或ハ御用商人トカ云フヤウナ方ノ方ミガ、是ハ便利ニ相違ナイ、故ニ政府ハ單記法ヲ行ツテ、成ルベク政黨ノ發達ノ力ヲ成ルベク減殺シテ、以テ此議院ヲ縱橫スル策ニ供シタモノデアリハセヌカト、私ハ思フ位ノモノデゴザイマス、故ニ此コトニ於テハ自由黨ノ諸君モ、進歩黨ノ諸君モ、孰モ連記ト云フコトニ依ツタニハ相違ナイ、唯惜イカナ自由黨諸君ト少シ違ツタノハ、制限連記ト云フコト、絕對ニ連記ニスルト云フコト、違ツテ居ルノハ、甚ダ残念ニ思フノデゴザイマス、ソコデ抑、吾ミガ政黨内閣ノ樹立ヲ期スルト云フコトハ、自由黨ノ諸君モ吾ミモ同感ノコトデゴザイマセウ、此政黨内閣ノ樹立ヲ期スルトスラバ、到底連記法ニ依ラザルヲ得ナイ、成ルタケ多數ガ絕對的ニ連記法ニ依ルハ、當然ノコト、思フ、或論者ハ若シ連記ニスルト云フコト、少數壓制ノコトガ行レルト云フコトヲ言フ學者ノ說ヲ唱ヘル人モアル、成ル程多少少其事ガナイデハアリマスマイケレドモ、抑、今日日本ニ於テ既ニ立憲政治ニナツタ以上ハ、何ガ元デアアルカト云ヘバ、政黨内閣ノ樹立ヲ圖ルノガ一番肝腎デアアル、政黨内閣ノ樹立ヲ圖ラントスレバ、成ルタケ大キナ黨ヲ拵ヘナクテハナラヌト云フコトハ、當然デアアル、甲ノ黨ガ勝タウガ、乙ノ黨ガ勝タウガ、ドノ黨ナリ大キナ黨ガ此政黨ヲ大キクシテ以テ此政府ヲ組織スルト云フコトハ、少數壓制ノ害ヨリハ、此利ノ方ガ餘程多イモノデアアル、故ニ比較的ニドウシテモ此利益ノ多イ害ノ少イ方ニ孰カナクチヤナラヌノデゴザイマス、唯之ヲ利用スル所ノモノハ、即チ藩閥政府或ハ超然内閣ト云フモノハ、願ハクハ政黨ガ堅イ自分ノ儘ニ合ニハ自由ニ之ヲ左右シ、之ヲ操縱スルト云フコトニナルノハ、即チ藩閥政府超然内閣ノ好ム所ハサウデゴザイマセウガ、抑、吾ミノ政黨内閣ヲ期スルモノニシテ、此連記ノ法ヲイハダト云フコトハ、宛モ右ニ行カントシテ、左ニ行クモノデアラウト思フノデゴザイマス、倍此政黨内閣ノ樹立ヲ希望スルト云フコトニ附イデハ、少シク私ノ感ジヲ御話致シタイ、自由黨ノ諸君ガ、或ハ伊藤内閣ト提携シ、又進歩黨ノ吾ミハ、或ハ松方内閣ト提携シ（修正以外ノコトハ御ヨシナサイ）「無用」ト呼フ者アリ、此トキニドウ云フコトガ出來タ、御互ニ意思ヲ徹底スルコトガ出來ナツカデハナイカ、（餘リ長クナルト贊成ガ減リマス）ト呼フ者アリ、減ツテモ宜イ、互ニ主義目的ガ違ツテ居ルニ附イデドウシテモ此内閣デハ、國家ノ善政美治ヲ濟スコトガ出來ナカッタト云フコトハ、此二ツノ歴史ニ明ナコトデハゴザイマセヌカ、是ハ自由黨モ失敗、進歩黨モ失敗ニ相違ナイ、畢竟政黨ノ力ガ未ダ薄弱ニシテ、獨立スルコトガ出來ナイデ、或ル者ト提携シタメニ、斯ノ如キ不結果ガ出來テ居ル、此不結果ノミナラズ之ガ日本國民ノ總テ通弊ニ陷ツテ居ルノデゴザイマス、互ニ白イモノト黒イモノトヲ組ンデ、互ニ御機嫌ヲ伺ツテヤツタトキニハ、何ヲ以テ日本ニ善イ政治ガ行レマセウ、若シ是ガ事デモアツタトキニハ、互ニ斯ウ云フコトハ提携位ナコトデハ、到底思切ツタコトガ出來ナイ、又如何ナル英雄ガアツテモ、ソレヲ以テヤルコトハ出來ナイ、寧ロ此際ニ大政黨ヲ

造ツテ、之ヲ後ニ控ヘテヤルト云フコトデアアルナラバ、何事カ成ラザラン、ズン、自分ノ思フ通り行フノデアアル、而シテ若シ甲ノ政黨ニ過チガアツタトキハ乙ノ政黨ガ取ツテ代レバ宜イノデアアル、此度ノ現内閣ニ至ツテモサウデヤゴザイマセヌカ、即チ地租案ノ如キニ於テモ、政府カラ出シテ永遠ニ之ヲ増シテ、財政ノ鞏固ヲ圖ルト云ウタ所ガ、或ル政黨ノタメニ之ヲ打碎カレテシマツテ三年ノ年期ヲ附ケタト云フコトハ蛇蜂取ラズノコトガアル、又ハ家屋稅ノ如キモノヲ出シタカト思フト、半ニシテ之ヲ引込マシメシマウト云フコトニナル、斯ウ云フ如キハ畢竟政黨ノ力ノ足ラヌガタメニ、斯クノ如キコトニナツテ居ルノデゴザイマス（星亨君「規則ヲ守ツテ貰ヒタイモノデゴザイマス」ト呼フ）是ハ決シテ私ハ他ノコトヲ惡ルク云フノデモ何デアモナイ、政黨ガ盛ニナラナケレバ、何時デモ斯ノ如クニナル、此政黨ヲ盛ニスルコトハ、連記法ニ依ラザレバイカナイ、既ニ自由黨ノ諸君モ見ル所ガアツテ、制限連記ニナサレタ位ノコトデゴザイマスカラ、今一步御奮發ヲナサレテ、ドウゾ吾ミノ通絶對的ノ連記法ニナランコトヲ、偏ニ御奮發アラントヲ希望致シマス

（政府委員内務省參事與官一木喜徳郎君演壇ニ登ル）

○政府委員（一木喜徳郎君） 簡短ニ政府ノ意思ヲ申述ベマス、此場合ニ最早長ク理由ヲ申シマセヌデアリマスガ、唯委員會ノ修正ニ對シマシテ、大體政府ノ意見ノアル所ノ申述ベテ置キタイト思ヒマス、第一ノ點ハ政府案ハ單記法ヲ採ツテ居ルノ委員會議ニ於キマシテハ、制限連記ノ法ヲ採ラレタノデアリマス、ソレデハハ勿論純然タル連記法ノ弊害ヲ見ラシメ結果デアラウト思ヒマス、其點ニ於キマシテハ、政府ノ意見ト一致シテ居ルノデアリマス、尙ホ一步進メテ單記法ヲ採ラレタコトヲ政府ハ切ニ望ムノデアリマス、ソレデドウカ此點ハ政府ノ同意ガ出來マセヌデアリマスカラ、政府案ノ通ニナランコトヲ希望致シマス、尙ホ一點ハ政府案ニ於キマシテハ、無記名投票ノ法ヲ採ツテ居リマスノ記名投票ニ改メラレタノデアリマス、此點モ矢張政府ハ同意ヲ表スルコトガ出來ナイ點デアリマス、ソレカラ北海道ノ區域ヲ政府案ニ變更ヲ加ヘラレタノデアリマスガ是レモ實施上餘程差支マスカラ、相成ルベクハドウカ政府案ノ通ニ致サレンコトヲ希望致シマス、ソレカラ官吏ノ議員ヲ兼ヌルコトハ出來ナイト云フ箇條ヲ入レラシメタノデアリマスガ、是モ成ルベク被選舉權ヲ擴張スル弊害ノナイ限ハ、擴張スルト云フ方ノ精神カラシテ、成ルベク原案ノヤウニナリマスコトヲ望ミマス、其他ノ點ニ附キマシテハ、政府ニ於キマシテモ格別ノ異論ハアリマセヌ是ダケ……

○恆松隆慶君（九十七番） 此問題ニ附キマシテハ、多少修正ノ意見モアリ、異論モアリマセウガ、大體ニ附イデ恐ラク一人モ反對スル者ハナカラウト思ヒマス、直チニ二讀會ヲ開カンコトヲ望ミマス

（田口卯吉君演壇ニ登ル）

○星亨君（二百二十四番） チョット伺ツテ置キタイ、ト云フノハ田口君ハ、大體ニ於テ反對スルノデゴザイマセウカ
○田口卯吉君（百四番） 大體ノ反對——滿場ノ諸君、議場ノ趨勢モ大概分ツテ居リマスガ、私ハ全體ニ於テ原案ヲ贊成致シマシテ、唯今ノ委員長ノ修正……（二讀會デヤリタマヘ）ト呼フ者アリ）是ハ委員長ノ……

(此トキ議長田口卯吉君ニ注意ス)

○恆松隆慶君(一讀會ヲ開カスト云フ議論ハナイノデアル、二讀會ニナツテカラヤルベシ)ト呼フ

○田口卯吉君(百四番) ソレデハ議長ガ始サレタカラ、發議スル積デゴザイマシタガ……

○恆松隆慶君(ソレガ流石ニ田口君デゴザイマス、直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望シマス)ト呼フ

○門馬尙經君(百六十九番) チョット質問ガアリマス、政府委員ニ質問ヲ致シマス、第十一條ニ帝國臣民タル男子ニシテ年滿三十一年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス、是ガ原案ニ現行法律ノ通ニナツテ居リマス、ソレカラ第九條ノ第一項ニ帝國臣民タル男子ニシテ成年ニ達シタル者ハ斯ウナツテ居リマス、是ガ現行法律ヲ改正シテアリマス、此選舉人ノ差ト被選舉人ノ差ト云フモノハ、十年違ッテ居リマスガ、若シ選舉權ヲ……(無用々々)ト呼フ者アリ)ドウシテ十年ノ差ガアリマセウカ、チョット此要點ヲ伺ヒタイ

(政府委員内務省參事官一本喜徳郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(一本喜徳郎君) 唯今選舉權ト被選舉權トノ關係ニ附イテ御尋デアリマシタガ、是ハ選舉權ノ方デアリマスルト、單ニ選舉ヲ行フト云フダケノコトデアリマスガ、被選舉權ノ方ハ國家ノ重大ナル公職ヲ奉ズルコトニナルノデアリマスカラシテ、其間ニ是ダケノ違ガアルノハ、決シテ不當デナイコト、思ヒマスル

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテハ二讀會ヲ開クニ御異議アリマスマイカ(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス(直チニ二讀會ヲ開クベシ)ト呼フ者アリ

○小山久之助君(九十二番) 二讀會ヲ開クニ附イテハ、異議ハアリマセヌガ、本案ノ如キハ當期議會ニ提出サレテ居ル大問題ノ一ツデゴザイマスカラシテ、恆松君ノ如クニ總テノコトヲ進行キヤト云ツテ、メチキクチヤニ先キニ往クバカリガ職務デモアルマイト思ヒマスカラ、議院規則ノ九十一條ニアリマス通、正式ヲ守ッテ一日間ノ猶豫ヲ與ヘテ、二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) モウ會期モ切迫シテ居リマスカラ、直チニ二讀會ヲ開イテ、ソレカラ御望ノ通逐條デ能ク分ルヤウニヤツテ貰ヘバ差支ナイト思フ

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ直チニ二讀會ヲ開キタイト云フ動議ガ出マシタガ、御異議アリマセヌガ(贊成々々)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 第一條ヨリ第十一條マデヲ議題ニ供シマス

○星亨君(二百三十四番) ドウデゴザイマセウカ、此三ツ四ツノ大問題ガ極リマスニ附イテ、條モ變リマス譯ニナリマセウカラ、此三ツ四ツノ問題ニ附イテ議論ガアルナラバ、ソレダケヲ御極メニナツタ上デ、逐條ニナレバ却ッ

テ都合ガ宜カラウト思ヒマス、委員會ニ於テモサウ云フヤウナ順序ヲ取ツタノデゴザイマスガ、却ッテ便利ヲ覺エタノデアリマス、或ハ連記トカ單記トカ、記名トカ無記名トカ、市ガ五万ダトカ、現在ノ通ダトカ云フヤウナコトガ起ツテ居ル、此三ツ四ツノ問題ヲ極メタナラバ、從ッテ刀ヲ受ケテ裂ケルト云フヤウナコトニナラウト思ヒマス

(恆松隆慶君) 餘程簡便法デ宜シウゴザイマス)ト呼フ

○議長(片岡健吉君) 議題ノコトニ就イテ星亨君カラ大問題ヲ決レタ上デ、逐條ニ移ラウト云フノ動議ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ

(二讀會ニシテ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○星亨君(二百三十四番) 連記單記ト云フダケノコトガ反對贊成ガアルヤウニ覺エテ居リマスガ、ソレ等ハドウウナツテ居リマスカ

○議長(片岡健吉君) アリマス

○星亨君(二百三十四番) ソレナラバ其點ニ附イテ、條ニ拘ラズヤツテハ如何デス

○議長(片岡健吉君) 先ヅ三十六條カラ極メテ往ク方ガ宜カラウト思ヒマスカラ、三十六條ヲ議題ニ供シマス

○早川龍介君(二十七番) 本員ハ發言ヲ前ニ求メテ置キマシタ

○議長(片岡健吉君) 早川龍介君、原案贊成デゴザイマスカ

○早川龍介君(二十七番) サウデス

○議長(片岡健吉君) 登壇ナサイマシ

○田口卯吉君(百四番) 議長

○議長(片岡健吉君) 早川君ニ發言ヲ許シマシタ

(早川龍介君演壇ニ登ル)

○早川龍介君(二十七番) 長クハ申シマセヌ、唯原案ニ書イテアル通デゴザイマスガ、非常ニ種々ナ唯今工藤君カラノ——全ク工藤君ノ説ガ私ノ考トハ正反對ヲ持ッテ居リマスカラ、チョット其コトニ附イテ申シテ置キマス(何條デス)ト呼フ者アリ)三十六條ト宣告ニナリマシタ、是ハドウ致シマシテモ選舉者ノ其精神ヲ貫徹致シマスルノハ、詰リ他ノ條項ノコトハ申シマセヌガ、自ラ——自ラ署シマシテカラニ單記ニ致スト云フコトガ、ドウシテモ選舉者ノ意思ヲ明ニシマシテ、連合ト云フヤウナ頗ル混雜ヲ來シマセヌ、且ツ又此連記ト申シマスコトニ附イテハ、其開票當時ノ事實モドウ云フ風ニ運シテ參リマスカ知レマセヌガ、殆ド十七八名ノ連記ヲ致シテ之ガ二十万程ノ投票ヲ一時ニ集メルト云フヤウナコトニナリマシタナラバ、開札等ニモ非常ナ混雜ヲ來シ、ナカノ——連記ト申シマスコトハ、事實ニ於テ行ハルベカラザルコトデアラウト考ヘル、故ニ是全ク原案ノ通單記ヲ以テ致シマスノガ、各自ノ意思ヲ自ラノ意思ノ通ニ其コトヲ決シマスルニ附イテ、誠ニ此政治上ノ神聖ヲ保ツト申スコトニハ、是ガ一番必要ト考ヘマスカラ、簡短ニ此三十六條ノ原案ヲ贊成スルコトヲ一言申シテ置キマス

○田口卯吉君(百四番) 唯今ノ早川君ノ説ニ贊成ヲ表シマス

○星亨君(二百三十四番) 私ハ是ヨリ述ベマスガ、單記、連記、制限連記ノ得失ト云フモノハ、既ニ公論ガゴザイマスノデアアル、サウスレバ茲デ喋々スルノ必要ハナイト思フ、即チ單記ヨリハ連記ガ宜イ、連記ヨリハ制限連記ガ宜イ、斯ウナルコトハ極ッテ居ル、故ニ直チニ採決デ宜カラウト思フ

○議長(片岡健吉君) 第二讀會

○議長(片岡健吉君) 第二讀會

○議長(片岡健吉君) 採決ノ順序ヲ述ベヤウト思ヒマス、本條ニハ委員會少數者意見ノ速記説ト、委員會ノ修正ノ制限速記トアリマス、ツレニ今早川龍介君ハ原案ヲ賛成スル演説ヲセラレテ、之ニ賛成ガアリマスカラ、原案ニ最モ遠イ所ノ少數意見ノ速記説カラ採決ヲ致シマス、サウシテ其次ニ委員會ノ修正即チ制限速記ヲ採決致シマス

(其通テ宜イ「ト呼フ者アリ」)

○工藤行幹君(百二十五番) 闕席シテ居ル者ガアリマスカラ、御呼込ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 尙ホ工藤君ニ確メマスガ、少數意見ハ委員ノ三分ノ一デスナ、少數意見者ノ連名ニナツテ居ルノハ、委員ノ三分ノ一デスナ

○工藤行幹君(百二十五番) サウデス

○議長(片岡健吉君) 此少數意見ニハ、無論定規ノ賛成ガアルト認メテ居リマス

(賛成々々「ト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) ツレデハ尙ホ念ノタメニ少數者ノ意見、即チ速記説ヲ此處デ讀ミマス、サウシテ採決ヲ致シマス

○工藤行幹君(百二十五番) 唯ツレハ御讀ニナルノハ宜シウゴザイマスガ、唯是ハ一名ト云フ所ヲ取ルノデ總體速記ニナルノデスカラ、意味ノ方ガ多イヤウデス

○議長(片岡健吉君) ツレデハ修正説ハ讀ミマセヌデ、速記説デアリマス、是ニ附イテ採決致シマス——少數ノ意見、即チ速記投票ノ説ニ賛成ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

(「少數々々」ト呼フ者アリ又「多數々々」ト呼フ者アリ)

○西村淳藏君(六十二番) 本員ハ異議ヲ申立テマス

(賛成々々「ト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 異議ノ聲ガ分リマセヌカラ、今ノ異議ノ申立ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(「多數」ト呼ビ、議場騒然タリ)

○議長(片岡健吉君) 氏名點呼ヲ致シマス

○星亨君(二百二十四番) 異議ガアリマスレバ仕方ガゴザイマセヌカラ、即チ氏名點呼ヲ願ヒタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 氏名點呼ヲ致シマス

○島田三郎君(二百五十番) 本員ハ氏名點呼ヨリ記名投票ノ方ガ早イト思ヒマスカラ、早イコトヲ望ミマス

(賛成々々「ト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 記名投票ニテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 氏名點呼ヲスルヨリ記名投票ノ方ガ早イト思ヒマスカラ、記名投票ニシテ御異議ガナケレバ、サウ云フコトニ致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○鳩山和夫君(二百七十七番) 記名投票ト云フノハ、モウ御宣告ニナツタノ

デスカ
○議長(片岡健吉君) サウデス——閉鎖——記名投票ヲ致ス前ニ御注意ノタメニ宣告ヲシテ置キマスガ、少數ノ意見即チ速記投票ヲ可トスル人ハ白イ紙ヘ姓名ヲ記シマス、速記説ヲ否トスル諸君ハ青イ紙ヘ姓名ヲ記シマス——是ヨリ點呼ヲ始メマス

(廣瀬書記官氏名ヲ點呼ス)
○兒島惟謙君(百八十五番) 私ハ唯今ノ速記ニモ制限速記ニモ反對シマス者デ、棄權致シマス

○議長(片岡健吉君) 投票漏ハアリマセヌカ——開鎖——開票致シマス

(書記官投票數ヲ計算ス)
○議長(片岡健吉君) 投票ノ結果ヲ御報告致シマス

(本山書記官朗讀)

出席總數二百六十八

可トスル者 百十七

否トスル者 百五十一

(參照)

贊成者氏名

野間 五造	柴 四朗	江藤 新作	石原 半右衛門
須藤 善一郎	丸山 嵯峨一郎	永田 佐次郎	田中 正造
武石 敬治	岡本 松太郎	東 良三郎	福田 久松
金岡 又左衛門	中山 半八郎	大塚 成吉	藤澤 幾之輔
市島 謙吉	佐藤 清	鈴木 文三郎	山田 雄三
高橋 九郎	江島 久米雄	齋藤 和平太	島田 雄三
西田 收三郎	菅野 善右衛門	橋本 久太郎	佐藤 伊助
堀田 連太郎	初見 八郎	高川 定次郎	白井 哲夫
秋山 元藏	宮原 幸三郎	名須川 良平	廣住 久道
河野 廣中	森川 六右衛門	奈須川 光實	本間 直
河部 興人	清水 靜十郎	大東 義徹	富田 仙助
犬養 毅	門馬 尙經	岡田 龍松	鈴木 重遠
降旗 元太郎	山田 喜之助	鞍谷 清慎	星 松三郎
秋保 親兼	鈴木 儀左衛門	大瀧 傳十郎	菊池 九郎
武市 龍一	中島 祐八	秋山 源兵衛	寺田 彦太郎
室孝 次郎	高岡 忠郷	小栗 貞雄	工藤 行幹
西村 眞太郎	鳩山 和夫	小田 爲綱	和波 久十郎
加藤 政之助	佐藤 宗彌	星野 甚右衛門	溝口 吉右衛門
平岡 浩太郎	山本 貴三郎	杉下 太郎右衛門	伊藤 直能
加藤 六藏	德差 藤兵衛	藤野 辰次郎	木村 格之輔
尾崎 行雄	大矢 四郎兵衛	牧口 義方	神 知常
宮井 茂九郎	小山 久之助	四宮 有行	佐々木 正藏
大隈 英督	坂本 金彌	鈴木 萬次郎	大津 淳一郎
有馬 要介	箕浦 勝人	井上 源衛	安川 繁成
小松 喜平治	新開 貢	淺野 順平	竹田 正志

佐治 幸平 橋本 武富 時敏 木村 誓太郎 今村 千代太
關 直彦 三輪 潤太郎 大村 和七郎 中村 彌六
田邊 爲三郎 森 本 確也 磯部 八五郎 井上 彦左衛門
望月 長夫 磯部 八五郎 松島 廉作
鹽路 彦左衛門 反對者氏名

早川 龍介 永井 嘉六郎 齋藤 安雄 西村 淳藏
赤土 亮 田中 喜太郎 岩井 武司 門脇 重雄
堀 豐彦 重岡 謙次郎 金井 貢 深尾 龍三
五十 野 重 有村 連 內藤 正義 河川 善之助
後藤 文一郎 下飯坂 權三郎 藤 金 作 堀家 虎造
橫山 通英 柏谷 義三 松本 正友 栗原 亮一
佐伯 誠一郎 永江 純一 龍野 周一郎 北田 豐三郎
望月 圭介 高梨 哲四郎 石黒 清一郎 片岡 久一郎
村瀬 庫次 山口 定省 長谷場 純孝 津野 安次郎
鹽谷 五十足 關 信之介 井手 毛三郎 本城 安次郎
磯田 次郎 佐藤 琢治 岡野 平五郎 鹽田 忠左衛門
雨森 菊太郎 能代 謙三郎 土居 平左衛門 並河 理二郎
山口 熊野 花井 卓藏 石谷 重九郎 長坂 重孝
小口 乾一郎 島田 三郎 絞 島 義相 西川 宇吉郎
佐藤 通代 中井 啓一郎 秋岡 義一 三輪 傳七
瀧口 雄藏 新井 啓一郎 和 田 彦次郎 宮崎 榮治
內本 幸彦 井上 角五郎 齋藤 卯八郎 串本 康三
山本 幸彦 前田 丈之助 板東 勘五郎 山内 吉郎兵衛
齊藤 壽雄 多田 通 大塚 勘五郎 千田 軍之助
河野 敬三 野間 豐五郎 西谷 金藏 富永 正太郎
新井 章吾 利光 鶴松 大塚 常次郎 山口 熊野
武弘 宜路 大野 鶴松 西谷 金藏 富永 正太郎
大久保 鐵作 橫山 富次郎 渡邊 守三 林 元俊
小崎 義明 鈴木 武八郎 前川 慎一郎 高津 雅雄
出水 彌太郎 草刈 武八郎 森 東 一 助 高須 源太郎
石井 正久 飯島 正治 中村 榮一 杉田 定一 根 本 正
江角 千代次郎 戶狩 權之助 杉田 定一 朝倉 親爲
安藤 龜太郎 三田 村 甚三郎 小倉 信近 國重 政亮
伊藤 文三 小倉 信近 國重 政亮 布 施 致一
伊藤 德三 浦野 錠平 野尻 岩次郎 多田 作兵衛
上條 謹一郎 井上 信八 阿部 孫左衛門 田村 順之助
片野 篤二 大三輪 長兵衛 阿部 孫左衛門 田村 順之助
林 彦一 和泉 邦彦 阿部 孫左衛門 田村 順之助

大須賀庸之助 原田 赴城 大岡 育造
○議長(片岡健吉君) 可トスル者ガ少數アリマシタカラ、次ギハ委員會ノ
修正ニ附イテ採決致シマス、委員會ノ修正說ヲ可トスル者ハ白紙ニ姓名ヲ記
シマス、是ヲ否トスル者ハ青イ紙ニ姓名ヲ記シマス
○星亨君(二百三十四番) 制限連記ガ白ト云フコトニナルノデスカ
○議長(片岡健吉君) サウデス
○鈴木重遠君(二百五十九番) 兩院ノ協議會ヲ開キタウゴザイマスカラ、此
場合退席ヲ致シタイ
○議長(片岡健吉君) 又「正々堂々勝敗ヲ決スベシ」ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 鈴木重遠君ヨリ貴族院ト協議會ヲ開キタイト云フコト
デゴザイマスガ……
○議長(片岡健吉君) 異議アリ「ト呼フ者アリ」
○大岡育造君(四十五番) 今ノ御宣告ハ能ク聽エマセヌヤウデシタカラ、モ
ウ一應願ヒマス
○議長(片岡健吉君) 閉鎖——尙ホ念ノタメ一應宣告シテ置キマスルガ、委
員會ノ修正說ニ同意ノ諸君ハ、白イ紙ニ姓名ヲ記シマス、是ニ反對ノ諸君ハ
青イ紙ニ姓名ヲ記シマス、氏名點呼ヲ始メマス
○議長(片岡健吉君) (寺田書記官氏名ヲ點呼ス)
○議長(片岡健吉君) 投票漏ハアリマセスカ開鎖——開票ヲ致シマス
○議長(片岡健吉君) 投票ノ數ヲ計算ス
○議長(片岡健吉君) 投票ノ結果ヲ御報告致シマス
(本山書記官朗讀)
出席總數二百五十五
可トスル者 百五
否トスル者 百五十
(參照)

(贊成者氏名)
粕谷 義三 飯島 正治 阿部 孫左衛門 山口 定省
林 彦一 脇坂 行三 有村 連 山田 莊左衛門
五十 野 讓 後藤 文一郎 伊達 文三 望月 圭介
大塚 常次郎 小田 貫一 德松 源太郎 新井 啓一郎
山口 熊野 金井 貢 高須 賀五郎 野間 豐五郎
土居 平左衛門 津野 常 重岡 謙次郎 石井 鼎
高津 雅雄 金田 平五郎 佐藤 琢治 橫山 通英
重野 謙二郎 村野 常右衛門 河川 善之助 大岡 育造
田中 喜太郎 杉田 定一 北田 豐三郎 田村 順之助
有馬 要介 岩瀬 武司 西村 淳藏 山田 吉郎兵衛
藤 金 作 菅 原 信之介 磯田 次郎 下飯坂 權三郎
赤土 亮 關 信之介 栗原 亮一 堀 豐彦
多田 隆慶 龍野 周一郎 堀 豐彦 三田 村 甚三郎
新井 章吾 片岡 久一郎 上條 謹一郎 門脇 重雄

野田 卯太郎	井上 角五郎	梶野 敬三	申本 康三
宮崎 榮治	鈴木儀左衛門	青木 正太郎	鯨島 相政
多田 通	草刈 武八郎	石谷 薰九郎	布施 甚七
林 元俊	秋岡 義一	小倉 信正	渡邊 猶人
本城 安次郎	植木 致一	長瀬 清一郎	井手 毛三
浦野 錠平	石黒 潤一郎	永江 能一	千田 軍之助
小林 乾一郎	戸狩 權之助	西谷 金藏	安藤 龜太郎
大久保 鐵作	星 東一郎	齋藤 安雄	武市 康太
佐藤 通代	森 信平	高梨 哲四郎	山本 幸彦
松岡 長康	齋藤 卯八	齋藤 壽雄	前島 丈之助
富永 隼太	齋藤 卯八		
伊藤 德三			
反對者氏名			
大矢四郎兵衛	鹽谷 五十足	望月 長夫	金岡 又左衛門
大村 和吉郎	田邊 爲三郎	永田 佐次郎	熊代 謙三郎
鹽田忠左衛門	岡野 寛	室幸次郎	佐治 幸平
關直彦	小栗 貞雄	木村 誓太郎	寺田 彦太郎
武市 彰一	廣住 久道	秋山 元藏	井上 信八
藤澤 幾之輔	鈴木 文三郎	江島 久米雄	西田 收三
橋元 易	小島 久之助	杉下 太郎右衛門	濱口 吉右衛門
秋山 源兵衛	岡本 松太郎	三輪 傳七	新開 貢
鈴木 重遠	井上 源衛	中村 榮助	西村 眞太郎
磯部 八五郎	加藤 政之助	國重 政亮	清水 靜十郎
鞍谷 清慎	犬養 毅	江角 千代次郎	降旗 元太郎
佐々木 正藏	奈須 川光寶	福田 久松	大野 龜三郎
山本 貴三郎	島田 三郎	丸山 嵯峨一郎	出原 幸三郎
武石 敬治	江藤 新三郎	佐藤 伊助	宮山 雄三
和田 彦次郎	橋本 久太郎	高橋 九郎	星野 甚右衛門
内田 雄藏	菅野 善右衛門	大隈 英督	武田 弘宜路
大津 淳一郎	松田 秀雄	大塚 成吉	山田 喜之助
和波 久十郎	宮井 茂九郎	秋保 親兼	板東 勘五郎
岡田 龍松	名須 川良平	河野 仙助	本間 直
野間 五造	根本 正	河野 仙助	本間 直
大東 義徹	神輿 知常	鳩山 和夫	内藤 正義
山田 武	德差 藤兵衛	堀田 誠一郎	田中 正造
中山 平八郎	高川 定次郎	堀田 連太郎	東 眞三郎
平岡 浩太郎	小田 爲綱	工藤 行幹	初見 八郎
淺野 順平	高岡 忠郷	安川 繁成	佐藤 宗彌
朝倉 親爲	武富 時敏	和泉 邦彦	小崎 義明
原田 越城	中村 彌六	尾崎 行雄	竹内 正義
四宮 有信	市島 謙吉	木村 格之輔	廣瀬 貞文
大瀧 傳十郎	笑浦 勝人	門馬 尙經	佐藤 清

小松 喜平治 鈴木 萬次郎 藤野 辰次郎 佐久間 國三郎
堀家 虎造 星 松三郎 前川 慎造 牧口 義方
河北 勘七 花井 卓藏 鈴木 德兵衛 大三輪 長兵衛
横山 富次郎 大須賀 庸之助 坂本 金彌 村瀬 庫次
深尾 龍三 三輪 潤太郎 菊池 九郎 石原 半右衛門
永井 嘉六郎 中島 祐八 雨森 菊太郎 齋藤 和平太
森本 確也 須藤 善一郎 並河 理二郎 加藤 六藏
井上 彦左衛門 喜多川 孝經

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正説ハ少數デアリマス、次ハ原案ニ附イテ採決ヲ致シマスルガ、是ハ起立ニ問ハウト思ヒマスカラ、諸君ノ著席ヲ請ヒマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
〔星亨君「立タナイヤウニシタマヘ、立タヌヤウニセヌトイカヌ」ト呼フ〕
○議長(片岡健吉君) 原案ニ附イテ採決ヲ致シマス、原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス
○鈴木重遠君(二百五十九番) 是ヨリ兩院協議會ヲ開キマスカラ、退席致シタクゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ
〔イケナイイケナイト呼フ者アリ〕
○星亨君(二百三十四番) 私ハ衆議院規則百二十三條ニ據リマシテ、即チ本案ハ必要欲クベカラザルモノト考ヘマス故ニ、起草委員ヲ選ンデ起草ヲ致シテ貰ヒタイト思ヒマスルガ、先ヅ本案ノ欲クベカラザルヤ否ヤト云フコトニ附イテ決ヲ御採リヲ願ヒマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 星亨君ノ本案ハ必要ト認メテ、起草委員ヲ選ムト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、星亨君ノ動議ノ通決シマス
○星亨君(二百三十四番) サラバ満場ニ於テ異議ナシト云フコトニナリマシタラバ、私ハ九名ノ起草委員ヲ議長ニ於テ指名セラレンコトヲ希望致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 九名ノ委員議長指名ト云フコトニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス
○鈴木重遠君(二百五十九番) 退席致シマス
〔恆松隆慶君「モウ退席サレテモ宜カラウ、度々立ッテ氣ノ毒ダカラ」ト呼フ〕
○利光鶴松君(百七十三番) 私ハ茲ニ於テ一ツノ動議ヲ提出致シマス、其動

議ハ是マデハ連記、單記、制限連記ト云フコトデ、非常ニ議論ガアリマシ
テ、トウノ、三ツ共斥ケラレマシテゴザイマスガ、然ルニ斯ノ如キ鹽梅デゴ
ザイマスレバ、起草委員ガ出来マシテ起草ヲシテモ、亦再ビ斯ノ如キ結果ニナ
ラヌトモ限ラレナイ、幸ニシテ或ル點ニ於テ一致シテ通過スルカモ知レマセ
ヌガ(井上角五郎君「日本銀行課稅法案ノ協議會ノ委員諸君ハ退席シテ入
ラシッテ下サイ」ト呼フ)私ハ此起草委員ニ選マレタ人ハ、必シモ大選舉區ト
云フコトヲ確守セズ、時宜ニ依リマシテハ、一ノ考トシテ(無用々々)ト呼
ヒ議場騷然)考トシテヤッテ貫ヒタイ(無用々々)ト呼ヒ議場騷然)出来ナイ
相談スル積デヤアナイ

○議長(片岡健吉君) 鈴木重遠君カラ兩院協議會ヲ開クニ附イテ退席スル
云フコトデアリマスガ、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○利光鶴松君(百七十三番) 斯ウ云フコトヲ(無用々々)ト呼フ者アリ)私ハ
之ニ決シヤウト云フノデハナイ、其委員ガ一ツノ考トシテ此コトハ(無用
無用)ト呼ヒ議場騷然)仕樣デアリマセヌ、全案ヲ潰スヤウナコトニナッテ
ハ……

○議長(片岡健吉君) 利光鶴松君ノ動議ハ、委員ニ注意ナサレタコト、議長
ハ認メマス

○利光鶴松君(百七十三番) サウデス、希望ヲ述ベタノデアリマス、無駄ナ形
容ヲ云フノデハナイ、無用々々ト云フ人ハ、選舉法ヲ改正セヌデモ宜イト云
フ人デアル

○星亨君(二百三十四番) 既ニ今起草委員ヲ御指名ニナルノデゴザイマス
ガ、私ハ他ノ點ニ進ムコトガ出来ルト考ヘマスカラ、起草委員ノ命ゼラレル
間ハ、此儘ヲ進ンデ往キタイト思ヒマス

(「ノウ」)「贊成々々」異議ナシ異議ナシ「ヤルベシヤルベシ」ト呼
フ者アリ

○工藤行幹君(百二十五番) 星亨君ノ動議ヲ以テ、九名ノ委員ニナツタ以上
ハ、是ハ此案ノ骨子デゴザイマスカラ、今日ノ議事ハ是ダケニシテ更ニ……

○議長(片岡健吉君) 是ニ附イテ採決致シマス、星亨君ノ如ク此儘デ本案ノ
二讀會ヲ續ケルト云フ說ト、工藤君ノ動議ハ委員ノ選マレタ以上ハ、委員會
ノ結果ニ依ッテ第二讀會ヲ後トデ開クト云フ說、ツレニ附イテ採決ヲ致シマ
ス、是ハ無名投票ヲ以テ決スルコトニ致シマス

(起立デ宜シ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 星亨君ノ說ニ同意ノ諸君ハ白球ヲ入レルコトニ致シ
マス、是ニ反對ノ諸君ハ黒球ヲ入レルコトニ致シマス

(此トキ發言スル者多ク議場騷然タリ)

○議長(片岡健吉君) 今ノ宣告ガ分リマセヌカ
(「分リマセヌ」)分リマシタト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) ツレデハモウ一度宣告致シマス、靜ニナサレバ分リマ
ス、星亨君ノ動議ハ今此三十六條ニ附イテ委員ヲ選ムコトニナツタケレドモ
ガ、是ニ關係ノナイ所ハ續ケテ二讀會ヲ開イデ決シタイト云フコトデゴザイ
マス、工藤行幹君ハ是ニ反對デス、三十六條ハ此案ノ骨子デアアルカラ、委員
會ノ結果ヲ俟ッテ後ニ二讀會ヲ開クト云フ論デアアル、是ニ附イテ採決ヲ致シ

マス、星亨君ニ同意ノ諸君ハ白球ヲ入レル、是ニ反對ノ諸君ハ黒球ヲ入レ
ルコトニ致シマス

○星亨君(二百三十四番) 即チ私ノハ續イテ居ルノデアアルカラシテ、此反對
ノ方カラシテ議論ヲ致シテ往カナケレバナラヌ、現ニ續イテ居ルノデア
(議長ノ宣告ガ濟ンダ)宣告ノ通ヤレバ極マルノダ)氏名點呼ヲ遣リ
タマヘト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 閉鎖、氏名點呼ヲ始メマス
(廣瀬書記官氏名ヲ點呼ス)

○議長(片岡健吉君) 投票漏ハアリマセヌカ——開鎖——是ヨリ開匣致シマ
ス

(書記官投票及名刺ノ數ヲ計算ス)

○議長(片岡健吉君) 名刺ト球ノ數ト符合致シマス、投票ノ結果ヲ御報告致
シマス

(本山書記官朗讀)

球數總計二百四十七
白球 九十八
黒球 百四十九
(拍手起ル)

○議長(片岡健吉君) ツレデハ本案ハ延バスコトニナリマシタ
○星亨君(二百三十四番) 直チニ委員ヲ御選ミニナツテ、議場ニ報告セラレ
ンコトヲ望ミマス、(贊成々々)ノ聲起ル)申スマデモゴザイマセヌガ、開會
ノ日モ少イ今日ニ於テ、此大問題ヲ棄テ、置クト云フハ、實ニ怪シカラヌコ
ト、思ヒマスカラ、直チニ出来ルコトニ致シタイ

○寺田彦太郎君(六十二番) 是ヨリ信用組合設立ニ關スル委員會ヲ開キタウ
ゴザイマスカラ、議場ノ許可ヲ乞ヒマス

○議長(片岡健吉君) 寺田彦太郎君カラ是ヨリ信用組合設置ニ關スル建議案
委員會ヲ開キタイト云フコトデゴザイマスガ、許シテ宜シウゴザイマスカ

(異議ナシ異議ナシ)ノ聲起ル)

○加藤六藏君(四番) 私ハ決算委員會ヲ開イテ、委員長ノ選舉ヲ致シタウゴ
ザイマスカラ、御許可ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 加藤六藏君ヨリ決算委員會ヲ開イテ委員長ノ互選ヲ致
シタイト云フコトデゴザイマスガ、許可ヲ與ヘテ宜シウゴザイマスカ

(異議ナシ異議ナシ)ノ聲起ル)

○加藤六藏君(四番) 決算委員會ノ御方ハ、何卒委員會室ヘ御出ヲ願ヒマス
○星松三郎君(二百四十二番) 私ハ此際東京市ニ關スル法律案ノ提出ノ理由
ヲ述ベタウゴザイマスカラ、御許可ヲ願ヒマス

(「イケナイイケナイ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) マダ其日程ニハナリマセヌ——委員ヲ指名致シマシタ
カラ、御報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

衆議院議員選舉法改正法律案第三十六條ニ關スル起草委員左ノ通指名セ
リ

星 亨君 西原 清東君 山口 熊野君

衆議院議事速記第三十四號 明治三十二年二月二十二日 衆議院議員選舉法改正法律案 第二讀會 四九一

テ北海道ニハ水産稅ト云フモノ、外ニ國稅ト云フモノヲ何カ取ツテ居リマス
カ、サウシテモウ一ツハ地租ト云フモノハ、多少取ツテ居リマセウケレドモ、
其稅率ハ内地ト違ッテ居ルヤウニ思ウテ居リマスガ、ソレヲ伺ヒタイ

○政府委員大藏省主稅局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル

○政府委員(目賀田種太郎君) 此改正ニ依ッテ減ズルモノハ三十六萬圓、其
他ニ今日行レテ居ルモノハ營業稅、雜種稅、戶數割、是等ノ總額ガ十年ノ平
均デ十萬圓程、是ハ向フノ特別ナル制度ニ依ッテ、右ノ地方稅ト云フ名目デハ
ゴザイマスガ、矢張國稅トシテ徵收シテゴザイマス、其代リ北海道ノ諸經
費ハ無論御承知ノ通國費デアル、ツレカラ地租ハ彼地ハ百分ノ一トナッテ居
リマス、此案ニ附イテハ政府ハ反對デアリマス

○議長(片岡健吉君) チョット御諮リスルコトガアリマス、星松三郎君カラ
是ヨリ關稅法案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、許可シテ御異
議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○恆松隆慶君(九十七番) 此問題ニ附イテハ、多少反對モアルデアラウト思
ヒマスガ、反對說ガマダ出マセネバ、免二角是ハ二讀會ハ開クト云フコトヲ希
望致シマス

○議長(片岡健吉君) 二讀會ヲ開クトニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 採決ヲ致シマス、本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クニ同意
ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、二讀會ヲ開クトニ致シマス

○杉田定一君(二百九十九番) 直チニ是ハ即決セラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 杉田定一君カラ讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議
ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 反對ガアレバ、採決致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 三分ノ二贊成者ガアルト認メマス、ソレデハ直チニ讀
會省略デ本案ヲ議スルコトニ致シマス

北海道水産稅則廢止法律案

○議長(片岡健吉君) 本案ハ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ハ確定シタモノト認メマス

(拍手起ル)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第五、肥料取締法案第一讀會ノ續委員長石
谷董九郎君

第五 肥料取締法案(利光鶴松君外三名
提出)

第一讀會ノ續(委員長
報告)

(石谷董九郎君演壇ニ登ル)

○石谷董九郎君(二百三十六番) 肥料取締法案ノ特別委員會ノ結果ヲ御報道
致シマス、御手許ニ配付シテアリマス通デアリマスルガ、此法案ノ第四條中
ノ「臨檢ヲ拒ミ又ハ」ト云フ下ニ「見本トシテ」トアリマス、此五字ヲ削ルノデ
アリマス、其削ツタ後ハ「檢査ノ爲」ト云フ四字ヲ挿入致シマス、附則ノ第九條
ノ「此法律ハ」ト云フハ「ノ」字カラ削リマシテ「施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム」斯ウ改正ヲ致シマス(委員會ノ報告通)ト呼フ者アリ)報告ノ通デアリマ
ス、政府委員ノ同意モアリマスルシ、滿場一致デ……

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ委員會ノ修正モゴザイマス、委員長カラ簡短
ナ報告デゴザイマスルガ、能ク分リマシタ、又是ハ極結構ナ案デモアリマス
シ、政府モ同意シタ位ノコトデゴザイマスカラ、讀會省略デ直チニ確定アラ
ンコトヲ希望致シマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會省略ニ致シマス

肥料取締法案

○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員會ノ修正ノ通デアリマスハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ハ委員會ノ修正ノ通確定シタル
モノト認メマス、唯今指名致シマシタ衆議院議員選舉法改正法律案第三十六
條ニ關スル起草委員諸君ハ、直チニ委員會ヲ開カレテ委員長理事ノ選舉ヲセ
ラレテ、直チニ審査ニ掛ラレルヤウニ御注意ヲ申シテ置キマス、議事日程ノ
第六、明治三十年法律第三十九號中改正法律案、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、
木村誓太郎君

第六 明治三十年法律第三十九號中改正法律案(木
村誓太郎君外二名提出)

明治三十年法律第三十九號中改正法律案

此ノ法律ニ依リタル改良地區域内ノ土地ノ異動ニ限リ六箇月以内ニ登記ヲ
請フトキハ其ノ登録稅ヲ免除ス

(木村誓太郎君演壇ニ登ル)

○木村誓太郎君(五十番) 本案ハ極テ簡短ナ案デゴザイマスルデ、説明モ極
テ簡短ニ致シマス、此法律ノ精神ハ即チ土地區劃改良ヲ獎勵スルノ精神デア
リマス、然ルニ此法律中缺點ガアリマスルガ故ニ、此一項ヲ加ヘテ其法律ノ
精神ヲ完カラシムルコト云フニ外ナラヌデアリマス、諸君モ御承知ノ通土地
ノ區劃改良ヲ致シマスルニハ、自ラ段別ノ増減番號ノ異動等ハ免レザルコト
デゴザイマス、然ルニ此共同協議ヲ致シマスルニ附イテ是マデノ法律デゴザ
イマスルガサヘ、彼ノ登録稅ト云フモノヲ出サネバナラナイ、併シ此土地臺
帳ノ登錄ニハ大藏省カラシテ別段ノ訓令モ出デ居リマスカラシテ、土地臺帳
ヲ直スニハ、登録稅ハイラスノデアリマス、併ナガラ其土地ガ質入書入又ハ
其他ノ權利ニ關係スル事柄ニ附イテ登記ガ受ケテアリマスルガサヘ、其登記
ノ變更ヲセザルヲ得ザルコトデアリマス、此共同協議ヲ開クニ當リマシテ、此

手數ト此登記ヲ請フニ當ツテノ登録稅ヲ納メルコトヲ厭ヒマシテ、遂ニ此土地區劃ノ改良ト云フコトノ協議ノ調ハスト云フコトガ、偶々アルコトデゴザイマシテ、此コトニ附キマシテハ大日本農會及各地方農會ニ於キマシテ、此登録稅ヲ免除セラレシメコトヲ類ニ希望シテ居ル事柄デゴザイマス、尙ホ是ニ對シマシテハ登録稅ノ收入ニ於テ豫算ヲ立テ、ナイ位ノコトデアリマスカラシテ、少モ歲入ニハ響ヲ來サヌコトデアリマスガラシテ、ドウカ其邊ハ御懸念ナク御贊成アラシコトヲ希望シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ即決ハ宜ウゴザイマスガ、法律案デゴザイマスカラ、一應委員ニ付託シテ鄭重ニ調査シタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○贊成(ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 委員ノ動議ガ出マシタガ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ宜ウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス、議事日程ノ第七家祿引直處分法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、石黑涵一郎君

第七 家祿引直處分法案(石黑涵一郎君外九名提出) 第一讀會

家祿引直處分法案

第一條 明治二年六月二十五日行政官達ニ基キ家祿ノ改正ヲ受ケタル者又ハ雜新後特ニ朝旨ヲ奉シ藩政ノ改革ヲ爲シタル結果トシテ家祿ノ改正ヲ受ケタル者ニシテ明治二年十二月二日太政官布告ノ祿制率ヨリ多額ノ減額ヲ受ケタル者ハ右祿制ノ率ニ引直シ以テ其ノ給與未濟額ヲ明治三十年法律第五十號第一條ニ準據シテ給與ス

第二條 本法ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ滿一箇年以内ニ大藏大臣ヘ出願スヘシ

第三條 本法ニ規定ナキモノハ明治三十年法律第五十號ノ規定ニ據ル

○石黑涵一郎君(百四十一番) ヲレデハ提出ノ理由ヲ極簡短ニ述ベテ置キマス、即チ此本案ノ末尾ニ理由ヲ附シテゴザイマス通「明治三十年法律第五十號」ハ家祿實典祿ニ關シ錯誤ノ處分ヲ蒙リタル者ヲシテ其不足額ヲ追給スル爲メ發布セシモノニシテ云々」斯ノ如ク救済ノ道ガ附イテ居ルノデアリマス、然ルニ其以前ニ於テ彼ノ明治二年中ニ特ニ朝廷ノ内命ヲ奉シテ、藩政ヲ改革致シマシタ結果、家祿ノ減額ヲ受ケテ居ル者、又同年六月二十五日ノ行政官達ニ依ツテ士族ノ處分ヲ致シマシタ各藩ニハ、非常ノ小祿者ニ對シテ減額ノ處分ガシテアルノデゴザイマス、之ヲ同年ニ發布サレタ十二月二日太政官布告ノ祿制率ノ標準ニ依ツテ見マスルト、其小額ナル者ガ非常ニ不幸ナ處分ヲ蒙ツテ居ルノデゴザイマス、諸君、此王政維新ノ後ニ於ケル祿制ノ處分ガ、斯ノ如ク區々ナル有様ニ互ツテ居リマシテ、爲ニ不幸ヲ蒙ツテ居ル者ガアルニモ拘ラズ、單ニ藩政施行以後ノモノヲ救フテ其以前ノモノヲ見殺シニスルト云フノハ、頗ル權衡ノ宜シクナイモノト考ヘマスルニ依ツテ、本案ヲ提出シテ、其不幸ヲ濟ヒタイト云フ考デゴザイマスカラ、滿場諸君ノ御贊成ヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ委員ニ付託ヲ希望致シマス、九名ノ委員デゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ動議ガ出マシタガ、九名ノ委員ヲ議長ガ指名シテ差支アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス

○早川龍介君(二十七番) 是カラ以下ノ案ハ皆悉ク委員ニ託シテ、十分ニ調査サセルト云フコトニシテ、今日ハ散會ト云フコトニシテハ……

○贊成(ト呼フ者アリ)

○東良三郎君(百二十番) 極短イノデスカラ、一應提出ノ理由ヲ……

○議長(片岡健吉君) 何デスカ

○議長(片岡健吉君) 提出ノ理由ヲチヨット……

○議長(片岡健吉君) マダ議題ニスルト云フコトヲ宣告致シマス、御異議ガナケレバ、日程ノ第八カラ第十二マデヲ併セテ議題ニ付スルコトニ致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

第八 辯護士法中改正追加法律案(鳩山和夫君外十七名提出) 第一讀會

第九 東京市ニ關スル法律案(鳩山和夫君外七名提出) 第一讀會

第十 國有林野調査會設置ニ關スル建議案(杉田定一君外四名提出) 第一讀會

第十一 眞種牛補給ニ關スル建議案(奈須川光實君外四名提出) 第一讀會

第十二 歲計豫算ニ關スル建議案(加藤政之助君外三名提出) 第一讀會

辯護士法中改正追加法律案

明治二十六年法律第七號辯護士法中左ノ通改正ス

第四條 左ニ掲クル者ハ試験ヲ要セスシテ辯護士タルコトヲ得

第一 判事檢察官タル資格ヲ有スル者又ハ辯護士ニシテ其ノ請求ニ因リ登錄ヲ取消シタル者

第二 法律學ヲ修メタル法學博士、帝國大學法律科卒業生、舊東京大學法學部卒業生、司法省舊法學校正則部卒業生及判事檢察官登用第一回試驗及第者

第十一條 ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十二條 ノ一 辯護士ハ裁判所ニ於テ其ノ職務ヲ行フ爲メニ爲シタル言論ニ付キ不敬罪ヲ除ク外其ノ責ヲ負フコトナシ但シ辯護士自ラ其ノ言論ヲ演說、刊行、筆記其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

前項ノ言論ニ對シテハ裁判所構成法第一百一條ノ適用ヲ妨ケス

第十二條 ノ二 トス

東京市ニ關スル法律案

第一條 東京市ノ公共事務ニ付テハ特ニ内務大臣直接ニ之ヲ監督シ市制中

府知事又ハ府參事會ノ職權ニ屬スヘキモノハ總テ内務大臣ニ專屬ス
第二條 前條ノ事務ニ關シ市制中府知事又ハ府參事會ヲ經由シ行政裁判所
ニ出訴スヘキモノハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第三條 市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リ處分スヘキ場合ハ
市長内務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ處分シテ市會ニ報告スヘキモノトス
第四條 本法規定ノ外ハ總テ市制ヲ適用ス
附則
第五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

國有林野調查會設置ニ關スル建議案

國有林野處分ノ事タル國家重要ノ問題ニシテ速ニ之カ整理ヲ爲サハルヘカ
ラス今ヤ政府ハ國有林野法國有林野下戻法案及不用林野拂下法案等ヲ提出
シテ將ニ議會ノ協贊ヲ求メントスト聞ク實ニ國務ノ一進歩ト言フヘシ然レ
トモ林野處分ノ事ニ就テハ世間往々之ヲ非難スル者ナキニ非ス且之カ整理
處分ニシテ若シ一步ヲ誤マルアラシカ治水交通其ノ他衛生漁業等ノ上ニ於
テ言フヘカラサルノ不利ヲ招クニ至ラン故ニ關係アル當局及各省ノ官吏其
ノ他本問題ニ就テ學識經驗アル朝野ノ人士ヲ委員ニ選任シ此ノ際特ニ國有
林野調查會ヲ設ケ以テ其ノ處分法ヲ調査セシムルハ最モ必要ノ施設ナリト
信ス依テ茲ニ之ヲ建議ス

良種牛補給ニ關スル建議案

國運ノ進歩スルニ從ヒ牛畜及生産物ノ需用増加スルハ自然ノ數ニシテ我國
モ亦近時著シク其ノ増加ヲ見ルニ至レリ然ルニ民間斯業ノ情態甚タ幼稚ニ
シテ改良進步ノ實效ニ乏シク萎靡衰退ノ現狀アルハ畢竟スルニ我國ニ於ケ
ル良種牛ノ缺乏之カ原因タラスムハアラス之ニ反シ馬匹ノ如キハ戰後經營
軍備ノ擴張ニ伴ヒ世ノ注意ヲ惹起シ政府ニ於テモ外種ヲ輸入シ著々良種ノ
供給ヲ謀ルアルモ牛畜ニ至リテハ官民共ニ未ダ前途ノ長計ヲ劃スル者アル
ヲ聞カス是レ豈斯業ニ對スル一大缺典ニ非サヤ因テ政府ハ此ノ際適當ナル
方法ヲ設ケ良種牛補給ノ途ヲ啓カレムコトヲ切望ス
右建議ス

歲計豫算ニ關スル建議案

歲計豫算ハ會計法第六條ヲ以テ各部中款項ニ區分スヘシト命シタルハ畢竟
政費ノ區分ヲ分明ナラシムルノ精神ナルヘシ然リ而シテ從來政府提出ノ豫
算中各省其ノ式ヲ異ニスルノ感ナキ能ハス各省中外務内務大藏文部農商務
遞信ノ六省ハ其ノ費途ノ異ナルニ隨テ其ノ款目分チ一省所管ノ費用中數款
ニ區別スルヲ以テ其ノ費途稍々明瞭ナリト雖モ陸海軍司法ノ三省ハ僅カニ
本省費軍事費又ハ裁判費等ノ三四款ニ概括シ一款中各種ノ費目ヲ抱合シ用
途明瞭ナラス本院ニ於テ審查上不便ナルノミナラス各目流用ノ弊アルヲ以
テ來ル三十三年度分ヨリ少ナクモ左ノ數款ニ區分シテ提出セラレムコトヲ
望ム

陸軍省所管軍事費

師團部 參謀部 都督部 教育部 要塞部 測量部 臺灣部 軍馬育成

部 海軍省所管軍事費 軍令司令部 艦隊部 教育部 水路部 水雷部 要港部

司法省所管裁判所費
大審院 控訴院 地方裁判所 區裁判所
右建議ス

○恆松隆慶君(九十七番) 併テ議題トナリマシタ以上ハ、其八カラ九十十一
十二マデ各九名ノ委員ヲ議長指名ト云フコトニ希望致シマス
(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 第八カラ第十二マデハ、スカ
○恆松隆慶君(九十七番) 第十ダケハ、尤モ山林調査ノコトデゴザイマスカ
ラ、今此處モ法案モ出テ居リマスカラ、此調査報告ノコトハ、最モ處分ノコ
トニ關係ヲ致シマス、是ダケハ即決ガ宜カラウト思ヒマス、之ヲ除イテ後ト
ダケヲ各委員ニ付託、斯ウ云フコトデゴザイマス——國有林野調查會設置ニ
關スル建議案ト云フノデゴザイマス、是ダケヲ除イテ、後トハ總テ委員付託
是ダケハ即決ヲ願ヒタイ

(共ニ委員付託)ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 日程ノ第八ヨリ第十二マデ總テ委員付託ト云フコトニ
御異議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) ツレデハ此議事日程ノ第八ニハ印刷ノトキニ文字ガ落
チテ居リマシタカラ、ツレヲ正誤シテ置キマス「辯護士法中改正」ノ下ヘ
「追加」ト云フ二字ガ落チテアリマス「追加法律案」トナルノデゴザイマス
○杉田定一君(二百九十九番) 第十ハドウナツタノデスカ
○議長(片岡健吉君) 第八カラ第十二マデヲ皆束ネテ委員付託ニ異議ナシト
云フコトデアリマス

○奈須川光實君(二百五十五番) 第十二マデ委員ヘ付託トナツタノデスカ
○議長(片岡健吉君) 十二マデ悉ク付託ニナリマシタ
○恆松隆慶君(九十七番) 第十ハ即決ヲ九十七番カラヤツタデスケレドモ、
肯カナイデ一括ニ付託ニナリマシテ、一旦極々タシダカラ、マア仕方ガアリ
マセヌ

○議長(片岡健吉君) 報告ガアリマス
(寺田書記官朗讀)

貴族院ヨリ本院送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨通牒アリ
醬油稅則中改正法律案
郵便條例中改正法律案
印紙稅法案協議委員左ノ通指名セリ

瀧口 歸 一君 星 松三郎君 關 直 彦君
田邊 爲三郎君 武 富 時 敏君 中 村 榮 助君
高梨 哲四郎君 森 東 一 郎君 長 瀬 清 一 郎君
野田 卯太郎君
○議長(片岡健吉君) 明日ノ議事日程ヲ報告致シマス
(寺田書記官朗讀)

議事日程 第三十三號 明治三十二年二月二十三日(水曜日)
午後一時開議

第一 外國人ノ署名、捺印及無資力證明ニ關
スル法律案(政府提出貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

- 第二 水難救護法案(政府提出) 第一讀會
- 第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第四 家祿賞典祿處分法施行法案(政府提出)
- 第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第六 小學校教育費國庫補助法案(大隈英麿君) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第七 小學校教育費國庫補助法案(根本正君) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第八 人力車發明人ニ年金給與ノ建議案(關信之介君) (委員長報告)
- 第九 日本興業銀行法案(松田正久君) 第一讀會
- 第十 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(田口卯吉君) 第一讀會
- 第十一 明治二十二年法律第十號改正法律案(前川權造君) 第一讀會
- 第十二 北海道拓殖銀行設立ニ關スル建議案(恒松隆慶君) 第一讀會
- 議長(片岡健吉君) 是ニテ散會致シマス
- 午後四時十八分散會